行います。

がある場合は年金事務所

で

2 (32) 8895 栃木年金事務所 **20282(22)4131**

繰り上げ受給をすると、

11

繰り上げ受給の注意点

市民課

り上げ受給をするかどうか決

す。十分理解したうえで、 くつかのデメリットがありま

繰

老齢基礎年金繰り上げ受給

金額に比べ減額されます。 金額が65歳から受け始める年 ます。この場合、受け取る年 すが、本人が希望すれば60歳 からでも受け取ることができ 65歳から受け取るのが基本で 減額率は、受給を希望し、 国民年金の老齢基礎年金は

5%ずつ低くなります。 ります。なお、減額は一生続 の前月までの月数に応じて、 きますので注意が必要です。 行う月によって減額率は異な 1か月繰り上げるごとに0・ つまり、繰り上げの請求を

請求した月から65歳になる月

ます。 になっても、 なるまでの間に障がいの状態 ②請求時の年齢に応じて年金 できません。 ③繰り上げ受給後は、65歳に た年金を受け取ることになり 額が減額され、 ①繰り上げの請求をした場合 める必要があります。 裁定の取り消しや変更は 原則として障害 一生減額され

64歳

94%

732,542

1,465,084

5,127,794

8,790,504

12,453,214

65歳

100%

歳からは両方支給されますが 等が発生した場合は、65歳に 基礎年金が受給できません。 まです。 選択することになります。65 ④繰り上げ受給後に遺族年金 老齢基礎年金は減額支給のま と遺族年金のどちらか一方を なるまでの間、老齢基礎年金

61歳

76%

592,268

1,184,536

1,776,804

2,369,072

2,961,340

5,922,680

8,884,020

11,845,360

つまり、繰下げの請求を行

62歳

82%

639,026

1,278,052

1,917,078

2,556,104

5,751,234

8,946,364

12,141,494

63歳

88%

685,784

1,371,568

2,057,352

5,486,272

8,915,192

12,344,112

⑥国民年金の任意加入ができ くなります。 ⑤寡婦年金を受ける権利がな

受給開始年齢

60歳時

61歳時

62歳時

63歳時

64歳時

65歳時 70歳時

75歳時 80歳時

累計額

60歳

70%

545,510

1,091,020

1,636,530

2,182,040

2,727,550

3,273,060

6,000,610

8,728,160

11,455,710

号および第3号被保険者期間

役場の国民年金の窓口

定請求の手続きは、市区町村

定請求といい、

国民年金の裁

年金を受け取る手続きを裁

総額(累計額) 老齢基礎年金繰り上げ受給

ものとして計算しています。 金額を満額779,300円 険料を納めて、 (平成29年度の額) 受け取る (単位:円) 20歳から60歳まで40 65歳からの年 年間

779,300 4,675,800 8,572,300 12,468,800

老齢基礎年金繰下げ受給

比べ増額されます。増額率は、 この場合、受け取る年金額が 歳までの希望するときから年 本人が希望すれば66歳から 65歳から受け始める年金額に 金を受け取ることもできます。 民年金の老齢基礎年金は

なります。 65歳になった月から繰下げの げるごとに0.7%ずつ高く の月数に応じて、 申し出を行った月の前月まで 1か月繰下

は 43 %、 12 % ます。ただし、昭和16年4月 では8%の増額となります。 歳で受け取り始めた場合は う月によって増額率は異なり 1日以前に生まれた方は、 67歳では26%、 69歳では64%、 68歳で 70 歳 66

額率によって老齢基礎年金額 じて、次の式で計算された減 ※実際には、請求した月に応 率により計算しています。 する月)に繰り上げした減額 齢到達月(誕生日の前日の属 ※表中の金額は、受給開始年

※減額率=0.5%×繰り上 が減額されます。

げ請求月から65歳になる月の

前までの月数

支給の繰下げを申し出た日の年齢 受取率 65歳 100% 66歳0か月~66歳11か月 $108.4\% \sim 116.1\%$ 67歳0か月~67歳11か月 $116.8\% \sim 124.5\%$ 68歳0か月~68歳11か月 $125.2\% \sim 132.9\%$ 69歳0か月~69歳11か月 $133.6\% \sim 141.3\%$ 142% 70歳

に生まれた方 ※表は昭和16 年4月2日以降

(O,O)